

入曽地区の公共施設（入曽公民館及び入曽地区センター）再編に伴う、団体等の登録要件の緩和及び拡大の概要

入曽地域交流センターを利用する場合の <u>利用者登録の概要</u>	公民館を定期的に利用する場合の <u>団体登録の概要</u>						
あらかじめ入曽地域交流センターに「狭山市地域交流センター利用者登録申請書」を提出し、登録手続きをしてください。 【 登録の種別 】 <table border="1" data-bbox="215 564 1137 858"> <tr> <td data-bbox="215 564 461 662"><u>一般団体</u></td><td data-bbox="461 564 1137 662"><u>原則として会則を有する 5 人以上の団体</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="215 662 461 759"><u>その他の団体</u></td><td data-bbox="461 662 1137 759"><u>一般団体以外の団体（4 人以下の団体など）</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="215 759 461 858"><u>個人</u></td><td data-bbox="461 759 1137 858"><u>専ら 1 人での利用を目的とする個人 （市内在住・在勤・在学の方のみ）</u></td></tr> </table> ※小中学生及び市外在住の方（市内在勤・在学は除く）は、個人の登録はできません。 ※小中学生の利用の場合は、保護者（複数での利用の場合は代表者）の方が登録及び利用の申請手続きをしていただきます。 （ 参 考 ） ※利用者登録をしていない方が空き室を一時利用する場合は、所定の期間内に当施設の窓口で「一時利用申請」の手続きをしていただきます。	<u>一般団体</u>	<u>原則として会則を有する 5 人以上の団体</u>	<u>その他の団体</u>	<u>一般団体以外の団体（4 人以下の団体など）</u>	<u>個人</u>	<u>専ら 1 人での利用を目的とする個人 （市内在住・在勤・在学の方のみ）</u>	あらかじめ利用団体として登録してください。登録には、以下の 3 点を満たしている団体であることが条件です。 <u>(1) 団体の活動が地域住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する学習であり、学習の成果を社会参画や社会貢献の活動につなげていくことを目的としていること</u> <u>(2) 営利活動、政治活動又は宗教活動をする団体でないこと</u> <u>(3) 構成員が自主的・主体的に組織し運営している団体であって、継続的かつ計画的に公民館での活動を行っていること</u> ※「団体」とは、原則として 5 人以上の構成員を有し、会則、名簿、事業計画書及び収支予算書又はこれに準ずるものを備え、これらに基づき活動している団体をいいます。 ※中学生以下の未成年者が主たる構成員である団体の利用団体の登録、登録後の予約の申請は、保護者等同伴のうえで手続きいただきます。 ※上記以外の未成年者が主たる構成員である団体は、利用団体の登録の申請のみ保護者等の同伴のうえで手続きいただきます。 （ 参 考 ） ※2 人以上の方であれば、登録団体の利用を妨げない範囲で空いている施設を一時的に利用することができます。
<u>一般団体</u>	<u>原則として会則を有する 5 人以上の団体</u>						
<u>その他の団体</u>	<u>一般団体以外の団体（4 人以下の団体など）</u>						
<u>個人</u>	<u>専ら 1 人での利用を目的とする個人 （市内在住・在勤・在学の方のみ）</u>						

注意）各施設の登録手続き等の詳細については、市ホームページ等でご確認ください。